

# 第22回 定時株主総会 招集ご通知



株式会社フェイスネットワーク

**日時** 2023年6月28日（水曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）

**場所** 東京都渋谷区神宮前一丁目5番3号  
東郷記念館「天翔」

## 決議事項

- 第1号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件



Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・  
タブレット端末からも  
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/3489/>



証券コード3489  
2023年6月7日  
(電子提供措置の開始日2023年6月6日)

株 主 各 位

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目2番1号  
**株式会社フェイスネットワーク**  
代表取締役社長 蜂 谷 二 郎

## 第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第22回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://faithnetwork.co.jp/ir/irlibrary/?yr=2023&tp=5>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(会社名)または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。  
ネットで招集 <https://s.srdb.jp/3489/>

当日ご出席されない場合は、お手数ながら、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2023年6月27日(火曜日)午後6時までに3頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、インターネットまたは書面により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年6月28日(水曜日) 午前10時(受付開始:午前9時30分)
2. 場 所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番3号  
東郷記念館 4階「天翔」
3. 目的事項  
報告事項 第22期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告及び計算書類  
の内容報告の件
- 決議事項  
第1号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件  
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・事業報告の「会計監査人の状況」
  - ・事業報告の「会社の体制および方針」
  - ・株主資本等変動計算書
  - ・計算書類の「個別注記表」
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎なお、ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## インターネットで議決権を行使される場合

---



4頁の案内に従ってスマートフォン又はパソコンから議決権行使ウェブサイトログインしていただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

**2023年 6 月27日 (火曜日)**  
**午後 6 時00分入力完了分まで**

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合

---



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

**2023年 6 月27日 (火曜日)**  
**午後 6 時00分到着分まで**

## 株主総会にご出席される場合

---



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

**2023年 6 月28日 (水曜日)**  
**午前10時 (受付開始：午前9時30分)**

※ インターネット及び書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

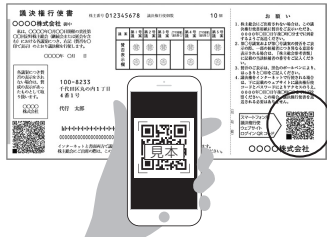
※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

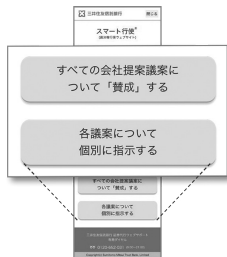
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

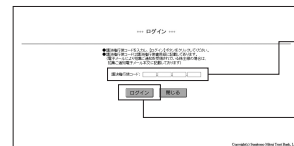
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力  
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください  
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00～21:00)

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案

### 監査等委員でない取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員でない取締役3名全員が任期満了となりますので、監査等委員でない取締役3名の選任をお願いいたしたく存じます。

監査等委員でない取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名		年齢	現在の当社における地位および担当	取締役在任年数	取締役会出席状況
1	はちや じろう 蜂谷 二郎	再任	53歳	代表取締役社長 不動産部門、不動産特定共同事業管掌	21年	100% (19回/19回)
2	やまもと たかゆき 山元 孝行	再任	53歳	常務取締役 工事部門、設計部門、事業開発、広報企画、FAITHアセットマネジメント(株)管掌	9年	100% (19回/19回)
3	いしまる ようすけ 石丸 洋介	再任	40歳	取締役 コーポレート部門(経理、財務、総務人事、法務)、フェイスプロパティーズ合同会社管掌	4年	100% (19回/19回)

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1	はち や じ ろう 蜂 谷 二 郎 (1969年10月2日生)	1988年 4 月 2001年10月  2004年 6 月 2004年 9 月 2018年10月  2021年 1 月	世田谷信用金庫入社 当社設立 代表取締役社長就任 (現任) 有限会社クロスカレント代表取締役 有限会社ファイブセンス代表取締役 グランファンディング株式会社 (現・FAITHアセットマネジメン ト株式会社) 代表取締役就任 FAITHアセットマネジメント株 式会社取締役 (現任)	456,860 株
<p>◆取締役候補者とした理由 蜂谷二郎氏は、2001年10月に当社を設立以来、代表取締役として当社ビジネスの発展に尽力し、当社の飛躍的な成長を導いてきました。当社の更なる成長と発展のためには同氏の強いリーダーシップが必要であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>				
2	やま もと たか ゆき 山 元 孝 行 (1970年5月19日生)	1993年 4 月 1997年 2 月 2001年 4 月 2004年 9 月  2010年10月 2013年 9 月 2019年 1 月 2021年 6 月 2022年 6 月	大 木 建 設 株 式 会 社 入 社 一級建築士登録 ケーナト一級建築士事務所入所 株式会社ダブリューホールディ ング入社 当社入社 当社取締役就任 当社執行役員就任 当社常務執行役員就任 当社常務取締役就任 (現任)	83,716株
<p>◆取締役候補者とした理由 山元孝行氏は、一級建築士としての専門知識を持っており、当社入社以来、当社の開発する不動産・建築プロジェクト全体に携わってまいりました。今後もその知見を経営に活かして頂けると判断し、取締役候補者いたしました。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
3	いし まる よう すけ 石 丸 洋 介 (1982年11月1日生)	2005年 8 月	税理士法人よしとみパートナーズ会計事務所入社	63,716株
		2007年11月	税理士法人麻布パートナーズ入社	
		2014年11月	当社出向	
		2015年 7 月	当社経営管理本部副本部長就任	
		2018年 2 月	当社入社	
		2018年10月	当社執行役員就任（現任）	
		2019年 6 月	当社取締役就任（現任）	
<p>◆取締役候補者とした理由 石丸洋介氏は、税理士法人にて会計・税務・経営コンサルティング業務を経験し、2014年より当社の管理部門構築に携わり、2018年当社に入社後も管理部門において経営に携わってまいりました。今後もその知見を経営に活かして頂けると判断し、取締役候補者といたしました。</p>				

- (注) 1. 各監査等委員でない取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしています。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。



## 第2号議案

### 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役4名全員が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたく存じます。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、会社法第344条の2第2項による監査等委員会の請求により提出するものであり、当該候補者は、監査等委員会の指名によるものであります。

候補者 番号	氏名		年齢	現在の当社における地位および担当	取締役 在任年 数	取締役会出 席状況	監査等 委員会 出席状況
1	くさはら ひろゆき 草原 裕之	再任	67歳	取締役 常勤監査等委員	2年	100% (19回/19回)	100% (26回/26回)
2	かつき ゆうじ 香月 裕爾	再任 社外 独立	65歳	社外取締役 監査等委員	6年	100% (19回/19回)	100% (26回/26回)
3	いしばし ゆきお 石橋 幸生	再任 社外 独立	40歳	社外取締役 監査等委員	2年	100% (19回/19回)	100% (26回/26回)

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1	くさはら ひろ ゆき 草 原 裕 之 (1956年 5 月 25 日生)	1979年 4 月 1996年 9 月 2009年 6 月 2015年 10月 2016年 6 月 2021年 6 月	日本住宅金融株式会社入社 株式会社トーヨー・アド (現・T&Tアド) 入社 同社監査役就任 当社入社 当社監査役就任 当社取締役 (監査等委員) 就任 (現任)	1,200株
◆監査等委員である取締役候補者とした理由 草原裕之氏は、これまでの幅広い職務経験と常勤監査役としての経験を、引き続き当社の監査に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。				
2	か つ き ゆ う じ 香 月 裕 爾 (1958年 2 月 4 日生)	1987年 10月 1990年 4 月 2008年 6 月 2016年 6 月 2017年 6 月 2021年 6 月	司法試験合格 東京弁護士会に弁護士登録 小沢・秋山法律事務所入所 (現任) 日本アンテナ株式会社監査役 (現任) 当社監査役就任 当社取締役就任 当社取締役 (監査等委員) 就任 (現任)	一株
◆監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 香月裕爾氏は、弁護士としての専門知識・経験等を有しており、社外取締役として当社意思決定の健全性と透明性に寄与してきました。今後も、その経験を取締役の職務執行に対する監督強化に活かしていただく事を期待して、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
3	いしばし ゆき お 石橋 幸生 (1982年9月26日生)	2003年4月 2006年4月 2007年8月 2007年8月 2007年9月 2009年2月 2017年1月 2017年6月 2021年3月 2021年6月	中央青山監査法人入所 公認会計士登録 税理士登録 公認会計士・税理士事務所I&Iパートナーズ 代表(現任) 株式会社スポプレ(現・株式会 社ノーマーク) 取締役(現任) 株式会社I&Iパートナーズ 代表取締役(現任) ティエムファクトリ株式会社 監査役(現任) 当社監査役就任 株式会社VRC監査役就任(現任) 当社取締役(監査等委員) 就任(現任)	一株
<p>◆監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 石橋幸生氏は、2017年6月から当社の社外監査役を務めており、公認会計士・税理士としての高度な専門的知識・経験に基づき当社の監査を行ってまいりました。今後もその知識・経験に基づき取締役の業務執行に対する監督を行って頂く事を期待して、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。また、同氏は直接企業経営に関与された経験もあり、上記理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>				

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 香月裕爾氏、石橋幸生氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は香月裕爾氏、石橋幸生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 香月裕爾氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
5. 石橋幸生氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。また、同氏は、当社の社外取締役就任前は4年間、当社の社外監査役でありました。
6. 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で同法第423条第1項の

賠償責任を限定する契約を締結できる旨、定款に規定しており、当該契約に基づく賠償責任額は、100万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い金額を限度としております。草原裕之氏、香月裕爾氏、石橋幸生氏が取締役就任された場合、当社は当該取締役との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(ご参考) 取締役及び監査等委員である取締役のスキルマトリックス  
(本総会において各取締役候補者が選任された場合)

氏名	地位・役職 (予定)	企業 経営	不動産	建築	金融	財務会計 税務	法務 リスク 管理	独立性 客観性
蜂谷 二郎	代表取締役社長	○	○		○			
山元 孝行	常務取締役	○	○	○				
石丸 洋介	取締役 執行役員	○				○	○	
草原 裕之	取締役 常勤監査等委員				○			○
香月 裕爾	社外取締役 監査等委員						○	○
石橋 幸生	社外取締役 監査等委員	○				○		○

(注) 本表は各取締役・各監査等委員である取締役が有する全てのスキルを表すものではありません。

### 第3号議案

### 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、会社法第344条の2第2項による監査等委員会の請求により提出するものであり、当該候補者は、監査等委員会の指名によるものであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
こば やし た き こ 小林 多希子 (1975年9月26日生)	2004年11月 2006年10月	司法試験合格 東京弁護士会に弁護士登録 小沢・秋山法律事務所入所（現任）	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小林多希子氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であり、同氏を補欠の社外取締役として選任する理由は弁護士としての専門知識・経験等を当社の監督体制の強化に活かしていただきたいためです。なお、同氏は過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、補欠の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
3. 小林多希子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨、定款に規定しており、当該契約に基づく賠償責任額は、100万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い金額を限度としております。小林多希子氏が監査等委員である取締役に就任された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。小林多希子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

# 事 業 報 告

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）におけるわが国経済は、ウィズコロナへの移行を背景に、景気に緩やかな持ち直しの動きが見られるものの、原材料やエネルギー価格の高騰、円安による物価の上昇や、世界的なインフレの継続、政策的な金利上昇などにより海外経済は減速傾向にあるなど、依然として不透明な状況で推移いたしました。

当社が属する不動産業界におきましては、2022年度の首都圏マンションの供給は前年に対し12.9%減の2万8,632戸となりました。販売平均価格は8.6%上昇し6,907万円、平米単価は9.0%上昇し103.9万円と、平均価格、平米単価のいずれも上昇、2期連続で過去最高値という状況になりました（「首都圏マンション市場動向2022年度」、㈱不動産経済研究所調べ）。

なお、依然として安定した収益が見込める東京の賃貸用不動産に対する投資需要は、堅調に推移しております。

このような状況の中、当社は城南3区を中心に開発を進める新築一棟マンション「Gran Duo」シリーズの物件規模の大型化を進めるとともに、入居者視点を織り込んだ高付加価値物件の開発を推進いたしました。また、相続・資産承継対策に有効で、今後需要の拡大が見込まれる不動産小口化商品「Grand Funding」の販売を積極的に展開するとともに、社内DXの推進に注力いたしました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高20,968,307千円（前期比23.2%増）、営業利益2,518,071千円（前期比43.1%増）、経常利益2,301,517千円（前期比52.2%増）、当期純利益1,593,140千円（前期比54.0%増）となりました。

なお、セグメント別の業績は次のとおりであります。

#### ① 不動産投資支援事業

不動産投資支援事業につきましては、不動産商品16件、建築商品21件を販売いたしました。売上高は20,260,101千円（前期比23.6%増）、セグメント利益は2,417,465千円（前期比43.2%増）となりました。

## ② 不動産マネジメント事業

不動産マネジメント事業につきましては、管理戸数が堅調に増加したことから、売上高は708,206千円（前期比11.8%増）、セグメント利益は100,606千円（前期比41.4%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資等の総額は116,559千円であります。主な設備投資の内容は、システム導入関連33,261千円、本社等の設備、改修工事に伴う建物10,328千円であります。設備投資のセグメント別内訳は、事業セグメントに資産を配分していないため、記載しておりません。重要な設備の除却、売却等はありません。

## (3) 資金調達の状況

新築一棟マンションの用地仕入資金として物件ごとに必要に応じて各金融機関より資金調達をしております。運転資金の機動的な調達を行うため、取引金融機関と総額27億円の当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

## (4) 対処すべき課題

### ① DX推進による優良な自社企画開発物件の安定供給体制の強化

自社企画開発物件である新築一棟マンションGranDuoシリーズ及び中古一棟ビルリノベーションGrandStoryシリーズを安定的に供給する体制づくりは重要な課題です。従来より取り組んできた人員の拡充・情報収集網の構築による用地仕入力及び設計開発力の強化を引き続き推進するとともに、課題解決のため、当社のビジネスモデルの基盤となるワンストップサービスにおけるDXを推進し、安定供給体制の強化を図って参ります。従来、別々に運用していた用地仕入、顧客管理、業務管理等のシステムを戦略的に統合し、必要なデータを社内はもちろん、取引先や業者と連携・共有することで、より密な連携を図るとともに、迅速且つ適切な意思決定に繋げ、物件開発のスピードを向上させて参ります。これらの取り組みにより、当社物件の商品価値を高め、入居率を保持する物件の企画開発を推進してまいります。

### ② 自社企画開発物件の品質維持・向上

当社において自社企画開発物件の品質は重要と捉えております。今後事業規模の拡大により取扱物件数が増加しても、品質を維持していくため、当社の特徴であるワンストップサービス体制の強化と優良な工事下請け業者の確保、優良な人材の確保及び教育研修の充実を図るとともに、社内に設計・施工部隊から独立した品質管理部隊を設け品質の維持・向上を図っております。また、優良な工事下請け業者の確保のため、「蜂友会」という当社安全協力会を設置し工事下請け業者との協力体制の強化を図っております。

③ ブランド力の強化及び知名度の向上

当社が供給する新築一棟マンションGranDuoシリーズ及び中古一棟ビルリノベーションGrandStoryシリーズは城南3区を中心に展開しております。城南3区を中心としてブランド力を強化し、知名度を高めることにより新規顧客獲得と新規入居者獲得を行うことが、販路拡大につながるため、当社では、費用対効果を見極めながら、広告宣伝活動に取り組んで参ります。

④ 優秀な人材の確保及び教育研修の充実

当社の安定的な成長のためには、不動産の仕入、設計、施工、管理、販売及び入居者募集といった専門的な知識及び経験を有する人材や宅地建物取引士、建築士等の専門的な資格を有する優秀な人材を継続して確保、育成することが重要だと考えております。入社後も定期的に教育研修の機会を与え、専門能力や知識の維持向上を図って参ります。

⑤ 財務基盤の維持・充実

安定的かつ継続的に自社企画開発物件を提供していくためには、金融機関からの資金調達が不可欠であり、金融機関との良好な取引関係を保つことが、安定した借入を継続的に行っていくため必要となります。常に様々な視点から当社のおかれている状況を分析し、定期的に金融機関に業績説明を行い、良好な関係を維持することに努めて参ります。

⑥ コンプライアンス経営の強化

当社は、コンプライアンス経営の重要性を認識しており、当社の継続的な成長や社会的信用の構築に不可欠であると認識しております。そのため、役員及び社員は、常に倫理観を持って行動するよう、定期的にコンプライアンスに関する研修を行っております。また内部監査部、監査等委員会、会計監査人との連携を強化することが監査機能の充実を図り、コンプライアンス強化につながると考え、連携強化を図っております。

⑦ 新規事業の展開について

当社は、主力事業である新築一棟マンション販売を中心に堅調に成長しておりますが、当社の更なる成長の加速と事業の拡大のため、新規事業の開拓を行っていくことが必要不可欠と考えております。中長期的な視点で新規事業を育成し、将来の中核事業の一つへと発展・拡大させるため、企画立案力の強化、人材確保及び積極的な営業活動に取り組んで参ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



## (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2019年度 第19期	2020年度 第20期	2021年度 第21期	2022年度 (当期)第22期
売 上 高	17,105,507 千円	18,774,727 千円	17,020,985 千円	20,968,307 千円
当 期 純 利 益	548,188 千円	585,075 千円	1,034,458 千円	1,593,140 千円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	55.04 円	58.74 円	104.37 円	160.81 円
総 資 産	13,295,926 千円	12,632,828 千円	16,826,262 千円	20,598,033 千円
純 資 産	4,229,126 千円	4,650,984 千円	5,501,052 千円	6,879,594 千円

(注) 2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益」を算定しております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ①親会社との関係

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

会 社 名	資本金又は 出資金	出資比率	主要な事業内容
FAITHアセットマネジメント株式会社	10,000 千円	100 %	不動産ファンド事業及び運用等
フェイスプロパティーズ合同会社	9,000 千円	100 %	不動産転貸借
フェイスFPサロン株式会社	48,000 千円	100 %	経営コンサルティング、宅地建物取引業

(注) 2022年10月1日付でFaithファンズ合同会社からフェイスプロパティーズ合同会社に商号変更しております。

## (7) 主要な事業内容

事 業	主 要 製 品
不動産投資支援事業	新築一棟マンションの販売/請負工事/設計
不動産マネジメント事業	管理運営 (入居者募集/入金管理/メンテナンス他)

### (8) 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地
当社本社	東京都渋谷区千駄ヶ谷

### (9) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
165名	8名増	41歳11か月	4.6年

### (10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
西武信用金庫	1,467,991 千円
株式会社みずほ銀行	1,061,500
株式会社徳島大正銀行	630,291

### (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は2023年5月23日開催の取締役会において、株式会社岩本組の株式100%を2023年7月14日付で取得する決議をし、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。当該株式取得に伴い、2024年3月期第2四半期より、連結決算に移行する予定であります。

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 発行可能株式総数

16,000,000株

(注)2023年4月1日付にて実施した株式分割(1株を2株に分割)に伴い、発行可能株式総数は、32,000,000株となります。

### (2) 発行済株式の総数

4,980,000株 (自己株式51,318株を含む)

(注)2023年4月1日付にて実施した株式分割(1株を2株に分割)に伴い、発行済株式の総数は、9,960,000株となります。

### (3) 株主数

4,473名

### (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社88	2,000,000 株	40.58 %
蜂谷二郎	456,860	9.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	163,700	3.32
小泉和弘	100,000	2.03
山元孝行	83,716	1.70
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	83,000	1.68
吉田俊雄	77,306	1.57
石丸洋介	63,716	1.29
高瀬宏江	60,200	1.22
谷口華恵	41,800	0.85

(注)当社は、自己株式51,318株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として交付された株式の状況

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	5,933 株	3 名

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等

(2023年3月31日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
蜂谷 二郎	代表取締役社長	不動産部門、不動産特定共同事業管掌 FAITHアセットマネジメント株式会社取締役
山元 孝行	常務取締役	工事部門、設計部門、事業開発、広報企画、 FAITHアセットマネジメント株式会社管掌
石丸 洋介	取締役	コーポレート部門（経理、財務、総務人事、法務）、 フェイスプロパティーズ合同会社管掌 執行役員（経理部、財務部担当）
草原 裕之	取締役（常勤監査等委員）	－
香月 裕爾	取締役（監査等委員）	小沢・秋山法律事務所 日本アンテナ株式会社監査役
松下 正美	取締役（監査等委員）	－
石橋 幸生	取締役（監査等委員）	公認会計士・税理士事務所 I & I パートナース代表 株式会社 I & I パートナース代表取締役 株式会社ノーマーク取締役 ティエムファクトリ株式会社監査役 株式会社 V R C 監査役

- (注) 1. 取締役 香月裕爾氏、松下正美氏及び石橋幸生氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、草原裕之氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 監査等委員 石橋幸生氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役 香月裕爾氏、松下正美氏及び石橋幸生氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員を兼務する取締役1名のほか、不動産部担当 樋口匠、不動産部担当 奥啓二、総務人事部・法務部担当 新井隆、建築一部担当 久野泰浩、建築二部担当 遠藤弘久、広報企画部・事業開発部担当 猪田昌明の7名で構成されております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める金額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定款に定めております。なお当事業年度末日において、当該契約は監査等委員である取締役 草原裕之氏、香月裕爾氏、松下正美氏及び石橋幸生氏との間で締結しております。

## (3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a 当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）を定めており、その概要は以下のとおりです。

ア 基本報酬は、代表取締役・役付取締役・その他の取締役の別、担当領域の規模・当社における重要性、当社の業績や経営状況、経済情勢を総合的に勘案して決定する。

イ 監査等委員でない取締役には、基本報酬のほか、業績連動報酬を支給する。

業績連動報酬は、当社の前期営業利益の額に応じ、監査等委員でない取締役全員の業績連動報酬総額を決定し、その範囲内で、各取締役の配分割合を決定する。

ウ 監査等委員でない取締役には、非金銭報酬として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する。当該報酬は金銭債権とし、監査等委員でない取締役は、当該報酬の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受ける。

エ 監査等委員でない取締役については、代表取締役社長の報酬額を最上位とし、役位が下がるにつれて、報酬額が逡減する。また、役位が上がるにつれて、基本報酬及び非金銭報酬の割合を減らし、業績連動報酬の割合は増やす方針とする。

監査等委員である取締役については、客観的立場に基づき経営に対する監督及び助言を行う役割を考慮し、基本報酬のみを支給する。

オ 基本報酬及び業績連動報酬のいずれも、支給額が決定された後、当該額を12分割した額を1年間にわたり毎月支払う。非金銭報酬は、毎年6月に開催される定時株主総会終了後2か月以内に支給する。

カ 取締役の個人別の報酬等の決定について取締役その他の第三者へ委任しない。

キ 取締役会で選定された3名以上の取締役で構成された指名報酬委員会（委員の過半数を社外取締役とする。）が取締役会の諮問を受けて、監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容について審議し、取締役会に答申する。取締役会は、指名報酬委員会の審議の結果を尊重して、監査等委員である取締役を除く取締役の個人別の報酬等の内容を決定する。また、監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、監査等委員会において決定する。

ク 取締役の適正な職務執行を担保するため、取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合の、当該取締役に対する報酬の支給制限あるいは返還について、指名報酬委員会で検討

し、必要に応じて規程によって定める。

- b 決定方針は、取締役会の諮問を受けた指名報酬委員会において審議の上、答申した内容を尊重して、取締役会が決定しております。
- c 監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重することとしており、決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員でない取締役の報酬等限度額は、2021年6月25日開催の第20回定時株主総会において年額2億円以内（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）とし、監査等委員である取締役の報酬等限度額は年額4千万円以内と決議いただいております。また、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬としての金銭債権の総額は年額5千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は3名、監査等委員である取締役は4名です。

#### ③取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	126,197 (-)	39,814 (-)	78,385 (-)	7,997 (-)	3 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	32,400 (19,200)	32,400 (19,200)	-	-	4 (3)

(注) 1. 業績連動報酬は、当社の前期営業利益の額をその指標としており、当事業年度における指標の実績は1,759,771千円であります。業績連動報酬に係る指標に営業利益を用いた理由は、当社の事業による利益に応じた報酬の分配を行うことにより、経営努力の成果を適切に報酬に反映させることができ、企業価値の持続的な向上に対する動機づけになると考えたからです。

- 2. 非金銭報酬として監査等委員でない取締役に対して株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容は①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に、その交付状況は2. 会社の株式に関する事項に記載のとおりです。

#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしています。保険料は全額会社が負担しております。なお、当該保険契約の被保険者は当社取締役及び子会社役員となります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先および兼職内容	兼職先と当社との関係
社外取締役（監査等委員）	香月裕爾	小沢・秋山法律事務所 日本アンテナ株式会社監査役	当社との特別な関係はありません。
社外取締役（監査等委員）	松下正美	—	—
社外取締役（監査等委員）	石橋幸生	公認会計士・税理士事務所 I&Iパートナーズ代表 株式会社I&Iパートナーズ 代表取締役 株式会社ノーマーク取締役 ティエムファクトリ株式会社 監査役 株式会社VRC監査役	当社との特別な関係はありません。

### ② 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役（監査等委員）	香月裕爾	当事業年度開催の取締役会19回、監査等委員会26回すべてに出席しております。 主に弁護士としての経験によって培われた幅広い視点から適宜発言を行い、経営に有益な情報を提供するなど、期待される役割を果たしてきました。
社外取締役（監査等委員）	松下正美	当事業年度開催の取締役会19回、監査等委員会26回すべてに出席しております。 金融機関における長年の経験と直接企業経営に携わった幅広い経営的視点から適宜発言を行うことにより、コーポレート・ガバナンス体制強化に寄与するなど、期待される役割を果たしてきました。
社外取締役（監査等委員）	石橋幸生	当事業年度開催の取締役会19回、監査等委員会26回すべてに出席しております。 主に公認会計士・税理士としての高度な専門的知識・経験によって培われた幅広い視点から適宜発言を行い、業務執行に対する監督を行うなど、期待される役割を果たしてきました。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 名称

東陽監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 39,000千円

当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 39,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は日本公認会計士協会が公表する監査、保証実務委員会研究報告第18号「監査時間の見積りに関する研究報告」及び公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間・配員計画、報酬見積の相当性などを確認し検討した結果、妥当と判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定款に定めております。なお現在において、当該契約は締結しておりません。



## 5. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は企業集団における業務の適正を確保するための体制として、2018年11月13日の取締役会にて、「内部統制（業務の適正を確保するための体制）に関する基本方針」を定める決議を行っております。なお、当社は2021年6月25日付で監査等委員会設置会社へ移行したことから内部統制システム構築の基本方針を改定しております。現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- ① 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 取締役・従業員の法令遵守と社会に対する責任の認識を明確にするため、企業行動規範及び企業倫理規程、その他主要な規制法令に関連する規程を定め、遵守に向けた取り組みを徹底する。
  - b. 取締役会は、全てのステークホルダーに対する責任を果たすべく、法令、定款及び取締役会規程等の社内規程に則り、経営戦略等重要事項について決定するとともに業務執行を監督する。
  - c. 監査等委員会は、内部統制の整備・運用状況を監査し、取締役と定期的に情報及び意見の交換を行う。
  - d. リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、部門横断的な法令遵守体制の確立と統括を図る。
  - e. 監査部門は各部門の業務執行の統制状況、内部統制システムの有効性に対する監査を定期的に行うとともに、その結果とその後の改善状況を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
  - f. 財務報告の適正性及び法令遵守状況等について、各業務執行取締役から、定期的に確認書の提出を求め、代表取締役社長は財務報告に係る内部統制の評価、報告を行う。
  - g. 内部通報制度の窓口を社内及び社外の双方に設置する。また、その運用に関する規則を定め、通報を行った者の秘匿性の確保と不利益の防止を図る。
  - h. 反社会的勢力への対応を所管する部署を定め、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、その不当要求に対しては組織的な対応をとって、このような団体・個人とは一切の関係を持たない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a. 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書取扱規程」等に基づき、定められた期間保存し、取締役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。その上で総務人事部長を情報の保存及び管理を監督する責任者とする。

- b. 情報セキュリティ及び情報管理に関する規程を定め、その種類や重要度に応じて適切に作成、保管、廃棄する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 業務に係る各種のリスクに対する適切な管理とリスク発生の防止に努めるため「リスク管理規程」を定め、経営の健全性確保を目指して体制の整備に取り組む。
  - b. リスク管理委員会にて、当社を取り巻く様々な潜在的リスクを特定し分析したうえで、これらのリスクの特性に応じた対応策を講じるとともに、定期的にその有効性について評価し、必要に応じて見直しを行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 迅速な意思決定が行えるよう、重畳的な階層を極力排除した組織とする。
  - b. 取締役会並びに各取締役の決裁権限を明確に定め、機動的な意思決定が可能となるように、必要に応じて決裁権限委譲の手続を行う。
  - c. 全社の重要な事項の決定に際しては、各部門の専門的見地からの意見を反映させるために、各種委員会を設置して、取締役会並びに各決裁権限者の諮問に対する答申を行う。
  - d. 中期経営計画、年度予算等を策定し、その進捗状況を定期的に検証し、対策を講ずることを通じて効率的な業務の執行を図る。
  - e. 情報セキュリティが確保されたIT環境を常に整備し、経営情報の正確かつ迅速な把握と伝達に資するとともに、業務の効率化を図る。
- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員会の要求により設置するものとする。
  - b. 前号の使用人の人数、人選等については監査等委員会との間で協議のうえ決定する。
  - c. 監査等委員会の職務を補助する使用人は、その職務に従事する間、監査等委員会の指揮・命令に服する。人事異動、処遇の変更については監査等委員会の同意を要するものとする。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 取締役及び従業員は、当該使用人に対し監査等委員会からの指示の実効性が確保されるように適切に対応する。

- ⑦ 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a. 取締役及び使用人は、監査等委員会から業務執行について報告を求められた場合、又は当社経営に著しく影響を及ぼす重要事項やコンプライアンス違反等の事実が生じた場合には、定められた諸規程に則り、速やかに監査等委員会に報告するものとする。
  - b. 前号の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止し、これを周知徹底する。
  - c. 内部通報制度の通報状況について、通報を行った者の秘匿性を確保したうえで定期的に監査等委員会へ報告を行う。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査等委員は、重要な会議に出席するとともに、議事録が作成された場合は、その事務局はこれを監査等委員会に送付する。
  - b. 監査等委員は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は使用人は説明を求められた場合には、監査等委員に対し詳細に説明する。
  - c. 監査部門又は会計監査人の行う監査の結果とその改善状況は、監査等委員会にも報告されるものとし、監査等委員会と監査部門又は会計監査人との間で定期的な情報交換を行う。
  - d. 監査等委員の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、一定額の予算を設ける。監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑨ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社に関係会社の所管責任者を設置し、リスクの適切な管理及び経営目標の適正かつ効率的な達成に取り組むものとする。
  - b. 子会社の取締役等の職務の執行については、関係会社管理規程に基づき、その職務の重要度に応じ、当社の所管責任者や取締役会への報告を行うものとする。
  - c. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社の内部監査部が定期に子会社の監査を行う。

#### (当該体制の運用状況の概要)

当社における業務の適正を確保するための必要な体制の運用状況は、以下のとおりであります。

① コンプライアンスの状況

当社の役職員のコンプライアンス意識の向上のため、全役職員を対象として、eラーニングを活用したインサイダー取引防止に関する研修、情報セキュリティに関する研修、パワーハラスメントに関する研修などを行いました。また、業務効率化だけでなく、不正防止の観点からも社内決裁手続きの電子化を進めるなど、コンプライアンスの強化を図っております。

② 取締役の職務執行

取締役会を19回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督いたしました。

③ 監査等委員の職務執行

監査等委員会を26回開催し、監査方針や監査計画を協議決定するとともに、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守状況について監査いたしました。

④ 内部監査の実施について

内部監査部にて、内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告しております。また監査等委員会、会計監査人、内部監査は互いに連携し定期的に意見交換を行っております。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針につきましては、特に定めてはおりません。

## (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な課題の一つと位置付けており、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本に、業績推移・財務状況・今後の事業展開等を総合的に勘案しながら、成果の果実を株主と共有すべく、企業価値の向上に応じて配当総額を持続的に高めていくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。

また、会社法第459条第1項に基づき、期末配当は3月31日、中間配当は9月30日をそれぞれ基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議をもって行うことができる旨を定款に定めております。

当該方針に基づき第22期事業年度の配当につきましては、1株当たり84円としております。

なお、上記配当方針について第23期事業年度より変更し、業績推移・財務状況・今後の事業展開等を総合的に勘案しながら、配当性向35%を目標として配当を実施し、企業価値の向上に応じて配当総額を持続的に高めていくことといたしました。

内部留保資金の用途につきましては、今後の新規事業の展開への備えと物件の開発資金としていくこととしております。

## 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>18,102,346</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,285,014</b>
現金及び預金	4,384,557	工事未払金	991,782
完成工事未収入金	2,319,638	短期借入金	493,500
販売用不動産	1,056,382	1年内返済予定の長期借入金	932,470
仕掛販売用不動産	8,740,736	1年内償還予定の社債	74,000
前渡金	171,601	未払金	167,158
営業出資金	1,354,964	未払費用	15,632
前払費用	48,489	未払法人税等	656,525
その他	25,976	前受金	1,423,419
		預り金	327,312
		前受収益	13,394
<b>固定資産</b>	<b>2,495,686</b>	賞与引当金	106,258
<b>有形固定資産</b>	<b>2,061,896</b>	アフターコスト引当金	2,308
建物	964,867	工事損失引当金	65,169
構築物	15,124	株主優待引当金	7,733
機械及び装置	101,514	その他	8,348
車両運搬具	34,548	<b>固定負債</b>	<b>8,433,424</b>
工具、器具及び備品	54,965	社債	102,000
土地	1,236,128	長期借入金	8,296,436
減価償却累計額	△345,252	その他	34,988
<b>無形固定資産</b>	<b>43,456</b>	<b>負債合計</b>	<b>13,718,438</b>
ソフトウェア	43,456	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>390,333</b>	<b>株主資本</b>	<b>6,882,256</b>
関係会社株式	50,536	資本金	681,120
出資金	2,030	資本剰余金	631,566
関係会社出資金	9,000	資本準備金	631,120
関係会社長期貸付金	20,000	その他資本剰余金	446
長期前払費用	7,731	<b>利益剰余金</b>	<b>5,640,206</b>
繰延税金資産	251,223	利益準備金	10,000
その他	49,812	その他利益剰余金	5,630,206
		繰越利益剰余金	5,630,206
		<b>自己株式</b>	<b>△70,636</b>
		評価・換算差額等	△2,661
		繰延ヘッジ損益	△2,661
<b>資産合計</b>	<b>20,598,033</b>	<b>純資産合計</b>	<b>6,879,594</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>20,598,033</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		20,968,307
売上原価		16,613,645
売上総利益		4,354,662
販売費及び一般管理費		1,836,591
営業利益		2,518,071
営業外収益		
受取利息	44	
受取配当金	40	
助成金収入	2,600	
保険料収入	226	
その他	783	3,695
営業外費用		
支払利息	165,985	
社債利息	1,092	
支払手数料	28,326	
登録免許税	21,606	
その他	3,238	220,249
経常利益		2,301,517
特別利益		
固定資産売却益	7,528	7,528
特別損失		
減損損失	28,909	28,909
税引前当期純利益		2,280,136
法人税、住民税及び事業税	845,701	
法人税等調整額	△158,704	686,996
当期純利益		1,593,140

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2022年4月1日残高	681,120	631,120	282	631,402
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			163	163
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	163	163
2023年3月31日残高	681,120	631,120	446	631,566

(単位：千円)

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
繰越利益剰余金					
2022年4月1日残高	10,000	4,220,339	4,230,339	△35,662	5,507,199
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△183,273	△183,273		△183,273
当期純利益		1,593,140	1,593,140		1,593,140
自己株式の取得				△55,501	△55,501
自己株式の処分				20,528	20,691
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)					
事業年度中の変動額合計	—	1,409,866	1,409,866	△34,973	1,375,056
2023年3月31日残高	10,000	5,630,206	5,640,206	△70,636	6,882,256

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2022年4月1日残高	△6,147	△6,147	5,501,052
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△183,273
当期純利益			1,593,140
自己株式の取得			△55,501
自己株式の処分			20,691
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	3,485	3,485	3,485
事業年度中の変動額合計	3,485	3,485	1,378,542
2023年3月31日残高	△2,661	△2,661	6,879,594

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 個別注記表

### 重要な会計方針

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 …………… ①関係会社株式  
移動平均法による原価法を採用しております。
- (2) デリバティブの評価基準及び評価方法 …………… 時価法を採用しております。
- (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- |          |       |  |
|----------|-------|--|
| 販売用不動産   | …………… | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。 |
| 仕掛販売用不動産 | …………… | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。 |

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 …………… 建物（建物附属設備を除く）については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。  
ただし、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- |           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 3～50年  |
| 構築物       | 10～35年 |
| 機械及び装置    | 8～17年  |
| 車両運搬具     | 2～6年   |
| 工具、器具及び備品 | 2～15年  |
- (2) 無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金 …………… 従業員の賞与支給に備えて、支給見込額に基づく必要額を計上しております。
- (2) アフターコスト引当金 …………… 当事業年度末までに販売した物件に係るアフターコストに備えるため、個別物件に係る必要額を計上しております。



#### ④ヘッジの有効性評価の方法

借入金に係るヘッジ取引は、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。

- (2) 控除対象外消費税等の処理 …………… 控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理方法としております。

### 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる当期の計算書類に与える影響はありません。

### 会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約に関する収益認識

#### 1. 当事業年度計上額

請負工事売上高（未成分） 2,013,257千円

#### 2. その他見積りの内容に関する理解に資する情報

請負工事にかかる収益の計上基準として、財又はサービスに対する支配が顧客に一定期間にわたり移転する場合には収益認識基準の適用により、一定の期間にわたり充足される履行義務として、工事進捗度に応じて収益を計上しております。（工事の進捗率の見積りは発生原価に基づくインプット法）

履行義務の充足に係る工事進捗度の見積りは、決算日までの実際発生原価の工事完了までの見積工事原価総額に対する割合に基づき、見積工事原価総額は当初は実行予算に基づき算定しております。見積工事原価総額は、実行予算作成時においては入手可能な情報に基づき、仕様や工期、調達価格等の主要な仮定を設定し、工事の完了に必要な各工事種別毎に原価を見積もり、工事着手後においては各案件毎に実際発生原価を集計・管理し、追加工事を含め、状況の変化に伴い見積工事原価総額の見直しを行っております。

見積工事原価総額に用いられる各種の仮定は、想定していなかった工事の発生や、調達価格の変動等が生じたことにより、見積工事原価総額が変更となった場合には、翌事業年度の計算書類において、売上高及び売上原価が変動する可能性があります。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

仕掛販売用不動産	7,904,861千円
建物	568,355千円
土地	1,164,527千円
計	<u>9,637,743千円</u>

#### (2) 担保に係る債務

短期借入金	227,000千円
1年内返済予定の長期借入金	745,152千円
長期借入金	7,869,062千円
1年内償還予定の社債に対する銀行保証	20,000千円
社債に対する銀行保証	10,000千円
計	<u>8,871,214千円</u>

### 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	33千円
長期金銭債権	20,000千円
短期金銭債務	2,246千円
長期金銭債務	240千円

## 損益計算書に関する注記

### 1. 関係会社との取引高

売 上 高	1,680千円
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	21,000千円

### 2. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(経緯)

不動産マネジメント事業に係る賃貸設備において収益性の悪化により、今後の経常的な損失が予想されるため、減損損失を認識いたしました。

建 物	17,540千円
車 両 運 搬 具	8,666千円
工 具、器 具 及 び 備 品	2,702千円
計	<u>28,909千円</u>

(グルーピングの方法)

独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として行っております。

(回収の算定方法等)

当該グループの回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローがマイナスのため、回収可能額をゼロとして算定しております。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	4,980,000株
------	------------

### 2. 当事業年度末の自己株式の種類及び株式数

普通株式	51,318株
------	---------

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額等

2022年5月25日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	183,273,284円
--------	--------------

1株当たり配当金額	37円
-----------	-----

配当金の原資	利益剰余金
--------	-------

基準日	2022年3月31日
-----	------------

効力発生日	2022年6月29日
-------	------------

#### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

2023年5月23日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	414,009,288円
--------	--------------

1株当たり配当金額	84円
-----------	-----

配当金の原資	利益剰余金
--------	-------

基準日	2023年3月31日
-----	------------

効力発生日	2023年6月29日
-------	------------

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

売上高	435,640 千円
未払事業税	34,681
賞与引当金	32,536
工事損失引当金	19,954
減価償却超過額	13,000
未払金	10,179
繰延消費税額	1,605
繰延ヘッジ損益	1,174
アフターコスト引当金	706
その他	25,206
繰延税金資産合計	574,687

### 繰延税金負債

売上原価	△323,464
繰延税金負債合計	△323,464
繰延税金資産純額	251,223

## 開示対象特別目的会社に関する注記

### 1. 開示対象特別目的会社に関する事項

(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

- ① 開示対象特別目的会社の概要  
不動産特定共同事業法に基づく不動産小口化商品の販売
- ② 開示対象特別目的会社を利用した取引の概要  
不動産特定共同事業法に基づき一棟不動産を小口化し、任意組合型スキームで持分として販売する。

(2) 開示対象特別目的会社との取引金額等

	取引金額(千円)	項目	金額
不動産譲渡高(注1)	1,422,733	売上高(注2)	—

(注1) 不動産譲渡高は、譲渡時点の譲渡価格で記載しております。

(注2) 「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」(会計制度委員会報告第15号)に基づき、2023年3月末時点では特別目的会社を通じてリスクと経済価値が他の者に移転していないため、売上高は計上しておりません。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、営業活動に必要な資金を、主に金融機関等からの借入及び社債発行により調達しております。また、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

借入金・社債等は主に営業活動に係る資金調達を目的としたものであり、流動性リスクが存在しますが、当社は担当部署である財務部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。またその一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 資金調達に係る流動性のリスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金計画表を作成・更新することにより流動性のリスクを管理しております。

##### ② 資金調達に係る金利変動のリスクの管理

当社は、金利スワップ取引を利用することにより、借入金に係る支払金利の変動リスクを管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めたデリバティブ管理規程に従い、担当部署が決裁者の承認を得て行っております。取引実績は、定期的に取締役会に報告しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注2)をご参照ください）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 社債(*3)	(176,000)	(176,072)	72
(2) 長期借入金(*4)	(9,228,907)	(9,231,037)	2,130
負債計	(9,404,907)	(9,407,110)	2,203
デリバティブ取引(*5)	(3,836)	(3,836)	—

(\*1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(\*2) 現金及び預金については、現金であること、及び預金、完成工事未収入金、前渡金、工事未払金、短期借入金、未払法人税等、預り金については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*3) 1年内償還予定の社債を含めております。

(\*4) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(\*5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しております。

(注1) デリバティブ取引に関する事項

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
該当事項はありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

①金利スワップ関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等 のうち1年超 (千円)	時価 (千円)
繰延ヘッジ 処理	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	911,672	815,009	△3,836

(注2) 市場価格のない株式等

区分	(単位：千円)
営業出資金 (*6)	1,354,964
関係会社株式	50,536
出資金	2,030
関係会社出資金	9,000

(\*6) 営業出資金は不動産特定共同事業に係る任意組合への出資であり、これは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）に基づき、時価開示の対象とはしていません。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引				
金利関連	－	3,836	－	3,836

#### (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	－	176,072	－	176,072
長期借入金	－	9,231,037	－	9,231,037
負債計	－	9,407,110	－	9,407,110

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

#### デリバティブ取引

金利スワップの時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 社債及び長期借入金

固定金利によるものは、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

### 賃貸等不動産に関する注記

#### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都において、賃貸用のマンション（土地含む）を有しております。

#### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額 (千円)	当期末の時価 (千円)
121,495	126,116

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当事業年度末の時価は、路線価等の指標を用いて合理的に算定したものであります。

## 収益認識に関する注記

### 1. 収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	不動産投資支援事業	不動産マネジメント事業	
一時点で移転される財及びサービス	14,024,764	457,867	14,482,631
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	6,010,036	—	6,010,036
顧客との契約から生じる取引	20,034,801	457,867	20,492,668
その他の収益	225,300	250,339	475,639
外部顧客への売上高	20,260,101	708,206	20,968,307

(注)その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸料収入等及び特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針の対象となる小口化販売額であります。

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

#### (1) 不動産投資支援事業

不動産投資支援事業は、主に新築一棟マンション及び中古一棟ビルリノベーションを不動産オーナーに提供する不動産商品と、主に新築一棟マンション建築予定の土地を先行販売し、工事請負契約を締結して建築する建築商品があり、不動産商品につきましては不動産売買契約に基づき、物件が引渡される時点で履行義務が充足されるものであり、当該引渡し時に収益を認識しております。建築商品につきましては、土地の先行販売分は不動産商品と同様に引渡し時に収益を認識しており、工事請負契約に係るものは、一定の期間にわたり履行義務が充足されるものとして、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識することとしております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識することとしております。

なお、不動産投資支援事業に係る物件の取引の対価は契約により決定され、手付金等を受領する場合がありますが、最終的に物件引渡し時に決済を行うため、重要な金融要素は含んでおりません。

#### (2) 不動産マネジメント事業

不動産マネジメント事業は顧客との契約に基づき、賃料や入退去の管理業務やビル管理業務を履行するもので、入居者やテナント等から収受した金額から手数料等管理料を控除した金額を毎月送金する義務を負っており、顧客へ当該履行義務を充足した時点で収益を認識しており、重要な金融要素は含まれておりません。また、当社が直接収受する賃料につきましてはリース取引に関する会計基準の適用範囲であり、収益認識基準の適用外であります。

### 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高

	期首残高(千円)	期末残高(千円)
顧客との契約から生じた債権	1,991	—
契約資産	986,525	2,319,638
契約負債	550,322	—

契約資産は主に、工事請負契約について進捗度に基づき認識した履行義務の充足部分と交換に受け取る対価に対する権利のうち債権を除いたものであります。契約資産は対価に対する当社の権利が無条件になった時点で、顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。しかし、原則として対象物件の引渡しと同時に決済を行うため、債権はほとんど発生いたしません。

契約負債は、顧客との工事請負契約又は売買契約について、収益の認識額を上回って、または物件の引渡しに先立って受領した対価、即ち前受金等に関するものであり、履行義務が充足した時点で収益に振り替えられて減少します。前受金等は工事の進捗に応じて概ね半年以内には解消されるものであります。

なお、前事業年度末における契約負債のうち、当事業年度において収益に振り替えられた金額は、550,322千円であります。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

工事請負契約に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は2,625,662千円であり、収益の認識が見込まれる期間は以下の通りであります。なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、契約期間が1年以内の契約については注記の対象としておりません。

	当事業年度 (千円)
1年以内	1,759,099
1年超2年以内	866,562
合計	2,625,662

### 4. 工事損失引当金

(1) 当期の工事損失引当金繰入額 49,714千円

(2) 工事損失引当金を計上した工事請負契約については、棚卸資産を計上しておりません。

### 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 697円 91銭

1株当たり当期純利益 160円 81銭

(注) 2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

## 重要な後発事象

### 資本提携契約の締結

2023年5月12日開催の取締役会において、Hash Dash Holdings株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：林 和人、以下HD社という）と、資本提携に関する契約（株式投資契約）を締結することを決議いたしました。

#### 1. 資本提携の目的

今回の資本提携は、HD社が保有するブロックチェーン技術や金融市場における知見を活かして組成する不動産ST(Security Token)に、当社が開発する優良な投資用不動産を提供することで、お客様にとって安全で価値のある不動産証券のデジタル化を推進し、不動産証券化市場の市場拡大を目指すため、両社の関係強化を図るものであります。

#### 2. 出資概要

当社は、HD社が新たに発行するA種優先株式50,000,000株を第三者割当により取得します。出資額は5億円となります。

#### 3. 提携先の概要

商号	Hash Dash Holdings株式会社
所在地	東京都千代田区九段北1-13-5 ヒューリック九段ビル8階
代表者	代表取締役社長 林 和人
事業内容	金融持株会社／金融事業支援／STO関連事業
設立	2019年11月
資本金	12億7,501万円

#### 4. 日程

株式投資契約締結日：2023年5月22日

払込完了日：2023年5月25日

### 株式取得による会社等の買収

2023年5月23日開催の取締役会において、株式会社岩本組の株式を100%取得して子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

#### 1. 株式取得の目的

デザインの再現性が高く、高品質なRC造の物件を数多く手掛ける岩本組を当社の子会社とすることで、中期経営計画に掲げる「高級レジデンスの開発」及び「ワンストップサービス体制の充実による経営基盤の強化」に繋げることができるとともに、当社の持続的な成長と企業価値の向上が実現できると判断いたしました。

#### 2. 異動する子会社の概要

商号	株式会社岩本組
所在地	東京都台東区上野4-6-7 シティコープ上野広徳3階
代表者	代表取締役社長 古木 秀明
事業内容	建築工事の施工及び設計
設立	1944年3月（1933年5月創業）
資本金	2,000万円

大株主及び持株比率	株式会社エボルゾーン 100%
-----------	-----------------

3. 株式取得の相手先の概要

商号	株式会社エボルゾーン
所在地	東京都港区北青山3-2-5 NH青山ビル
代表者	代表取締役社長 北野 孝
事業内容	不動産テック事業／不動産投資・保育事業／M&A事業等
設立	2011年6月
資本金	1億円

4. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

異動前の所有株式数	0株 (議決権の数：0個) (議決権所有割合：0.0%)
譲受による取得株式数	4,800株 (議決権の数：4,800個)
取得価額	6億8,000万円(予定)
異動後の所有株式数	4,800株 (議決権の数：4,800個) (議決権所有割合：100.0%)

5. 日程

株式譲渡契約締結： 2023年5月23日

株式譲渡実行日： 2023年7月14日(予定)

6. その他

本株式取得により、当社は2024年3月期第2四半期より連結決算に移行する予定であります。

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

株式会社フェイスネットワーク  
取締役会 御中

### 東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 田中章公  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大山昌一  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フェイスネットワークの2022年4月1日から2023年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2023年5月23日開催の取締役会において、株式会社岩本組の全株式を取得し、子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約書を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 監査等委員会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月23日

株式会社フェイスネットワーク 監査等委員会

常勤監査等委員	草原裕之	Ⓔ
監査等委員（社外取締役）	香月裕爾	Ⓔ
監査等委員（社外取締役）	松下正美	Ⓔ
監査等委員（社外取締役）	石橋幸生	Ⓔ

以上

# 株主総会会場 ご案内図

会場：東郷記念館「天翔」

東京都渋谷区神宮前一丁目5番3号

交通：JR原宿駅

竹下口より 徒歩約3分

東京メトロ明治神宮前駅

5番出口より 徒歩約3分

(お車でのご来場はご遠慮ください)

※ご案内図の●印の場所に東郷記念館の案内板がございます。



## 株式会社フェイスネットワーク

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目2番1号  
TEL: 03-6432-9937 (代表)



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。